第十四条の次に次の一条を加える。

（型式届出特殊自動車の公示）

第十四条の二　法第十条第四項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第十九条第十七項及び第十八項中「告示」を「公示」に改め、同条に次の一項を加える。

19　前二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（基準適合表示の公示）

第二十一条の二　法第十四条第二項及び第十五条の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

様式第一中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印　」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考⑴を削り、備考⑵を備考⑴とし、備考⑶を備考⑵とする。

様式第三から様式第七まで及び様式第九から様式第十四までの様式中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印　」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考⑴を削り、備考⑵を備考とする。

様式第十六中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印　」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考⑴を削り、備考⑵を備考⑴とし、備考⑶を備考⑵とし、備考⑷を備考⑶とする。

様式第十七及び様式第十八中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印　」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考⑴を削り、備考⑵を備考⑴とし、備考⑶を備考⑵とする。

様式第十九中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印　」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考⑴を削り、備考⑵を備考とする。

様式第二十中「第39条」を「第42条」に改める。

様式第二十一中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印　」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考⑴を削り、備考⑵を備考⑴とし、備考⑶を備考⑵とする。

様式第二十二中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印　」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考⑴を削り、備考⑵を備考とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。